



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 **▲ 株式会社ミツウロコグループホールディングス**  
代表取締役社長兼グループ CEO 田 島 晃 平  
(コード番号 8131 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役経営監理部長 児 島 和 洋  
(TEL 03 - 3275 - 6300)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 15 日にお知らせいたしましたとおり、監査等委員会設置会社への移行に向け、本日開催の取締役会において、6 月 26 日開催予定の当社第 106 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。’)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化およびコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことから、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待する役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更いたします。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第17条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(解任方法) 第19条 (略)</p> <p>(任期) 第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の設置) 第21条 (略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この</p>	<p>(員数) 第17条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(解任方法) 第19条 (略)</p> <p>(任期) 第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任されたものの任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第21条 (略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ</p>

<p>期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 (略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則) 第 27 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (2 項新設)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (員 数) 第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>とができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 (略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則) 第 27 条 (略)</p> <p>(取締役への委任) 第 28 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(選任方法)</u>  <u>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u>  <u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 34 条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除) (削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 37 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等および退職慰労金)</u>  <u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除) (削除)
<p>(新設)</p>	第 5 章 監査等委員会
<p>(新設)</p>	<u>(監査等委員会の設置)</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第44条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第45条～第47条 (条文省略)</p>	<p><u>第31条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u> <u>第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事由を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (第35条～第37条 (現行どおり))</p> <p>(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除の経過措置)</u> <u>第1条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の第106期定時株主総会終結前の行為に関する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>(定款一部変更の効力発生)</u> <u>第2条</u> <u>第106期定時株主総会において決議された定款一部変更は、同株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>
---	--